

※ 注意事項 ※

- ・カメラのオフ、マイクのオフをお願いします。
- ・本説明会は質疑応答内容記録のため、音声を録音させていただきますこと、ご了承ください。
- ・質問の際はTeamsにて挙手して下さい。
司会より(Teams上の表示名で)質問者を指名します。
その後、マイクをオンにして質問をして下さい。
- ・本日の説明資料と質疑を後日HPにて公開予定です。

13:15開始予定です。今暫くお待ち下さい。

質問の際は挙手して下さい

- 1. グリーンイノベーション基金事業／
次世代型太陽電池の開発
次世代型単接合太陽電池実証事業**
- 2. グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明**
- 3. 質疑**

**グリーンイノベーション基金事業／
次世代型太陽電池の開発／
次世代型単接合太陽電池実証事業**

公募説明会 説明資料

2026年5月13日（水）

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
再生可能エネルギー部

1. グリーンイノベーション基金事業の概要
 2. 「次世代型太陽電池の開発」の概要
 3. 「次世代型太陽電池の開発」の目標
 4. 研究開発内容と社会実装に向けた支援
 5. 提案内容に関する留意事項
 6. 実施スケジュール
 7. 予算額
 8. 応募要件
 9. 応募方法
 10. 採択先の選定
 11. プロジェクト開始までのスケジュール
 12. プロジェクト開始後のスケジュール
 13. 関連資料
 14. 問い合わせ先
- 補足 1 : 提案書の作成について
- 補足 2 : グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明

1. グリーンイノベーション基金事業の概要



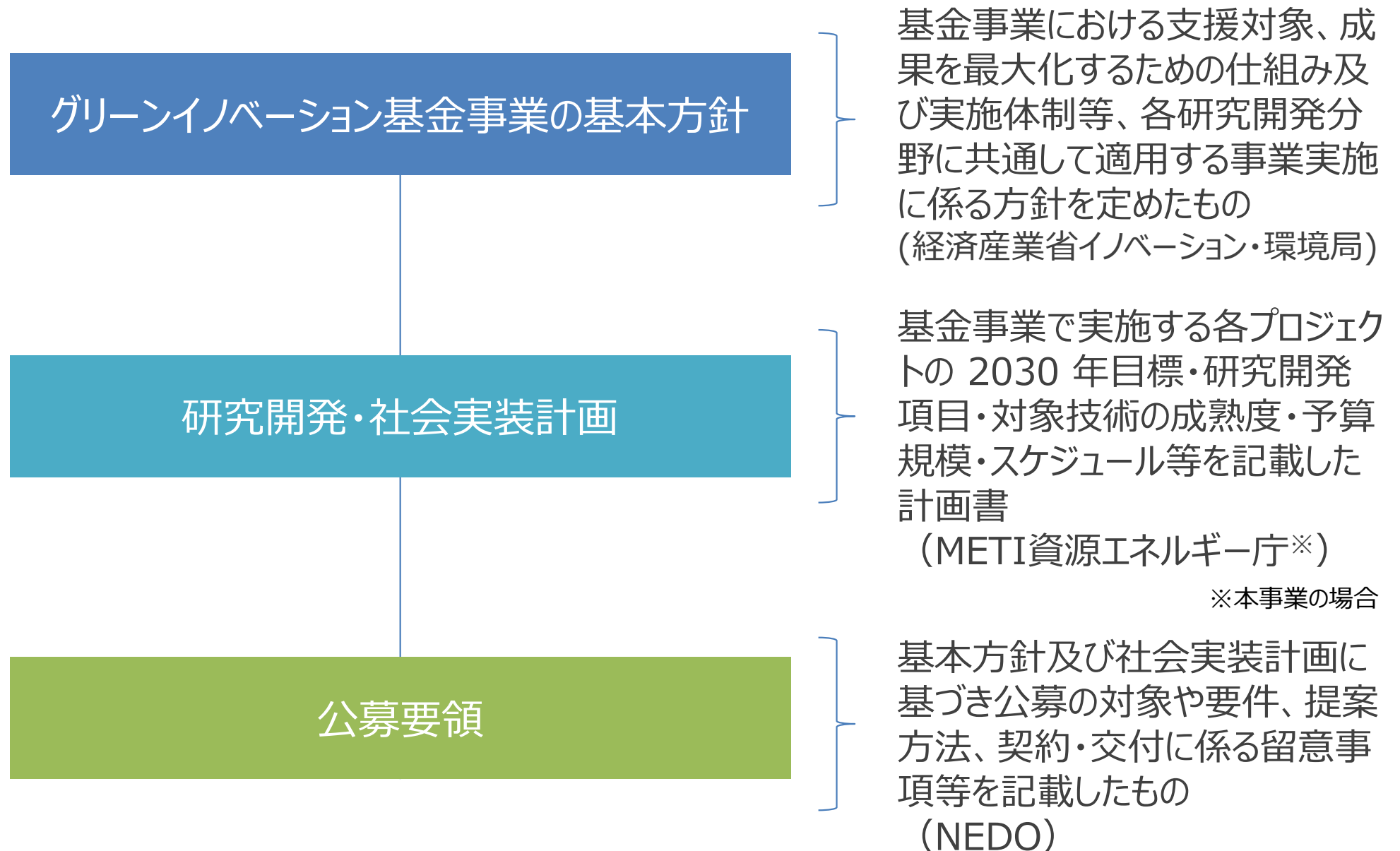
2050年カーボンニュートラルの実現に向け、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する

- 産業分野毎の特性も考慮した上で、プロジェクト毎に野心的な2030年目標を設定
- グリーン成長戦略において実行計画を策定している重要分野または「GX実現に向けた基本方針」に基づく今後の道行きが示されている主要分野を対象
- 研究開発成果を社会実装につなげるため独自の仕組みを導入



グリーン成長戦略において実行計画を策定した重点14分野

1. グリーンイノベーション基金事業の概要（2）



2. 「次世代型太陽電池の開発」の概要



公募要領P.2-3

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの主力電源化を目指し、最大限導入を進めていく必要がある。こうした中、平地の少ない我が国において、地域と共生しながら、安価に事業が実施できる太陽光発電の適地が不足しているという点について、発電事業者等から懸念の声があがっており、適地の確保が導入拡大に向けた大きな課題の一つとなっている。この課題を克服する手段の一つとして、**既存の技術では太陽光発電を設置できなかった場所（耐荷重性の小さい工場の屋根、ビル壁面等）にも導入を進めていくことが期待されている**が、その実現には電池の軽量性や壁面等の曲面にも設置可能な柔軟性等を兼ね備え、性能面（変換効率や耐久性等）でも既存電池に匹敵する次世代型太陽電池の開発が不可欠である。

次世代型太陽電池の研究開発は、世界各国の研究機関等でしのぎを削っている状況であり、研究開発段階から、製品化、市場開拓、生産体制の確立を見据えて官民を挙げて取り組みを進めることで、導入拡大のゲームチェンジャーとなり得る次世代型太陽電池の実用化を他国に先んじて実現し、競争力を高めることが必要である。

本事業では、シリコン太陽電池に対抗しうる太陽電池として有望視される**ペロブスカイト太陽電池の開発・製品化・市場開拓を早期・着実に進める**ために、**産学官の連携した開発体制**を構築することに加え、開発事業者と住宅メーカー・ゼネコン等の**エンドユーザに近い事業者との連携体制**を構築する。エンドユーザ等のニーズ（意匠性等）を予め取り込んだ技術開発を同時・並行で行うことなどにより、国内外の市場開拓、製品の信頼性獲得（ブランド力の向上）、効率的な生産体制を早期に確立し、**競争力ある産業への進化を加速**することを目指す。また、こうした研究開発と併せて、海外市場の獲得も見据え、次世代型太陽電池に係る性能評価等の標準化に加えて、事業化を見据え、諸外国と連携しつつ、IEC規格の策定に向けた取り組み等を推進することが重要である。

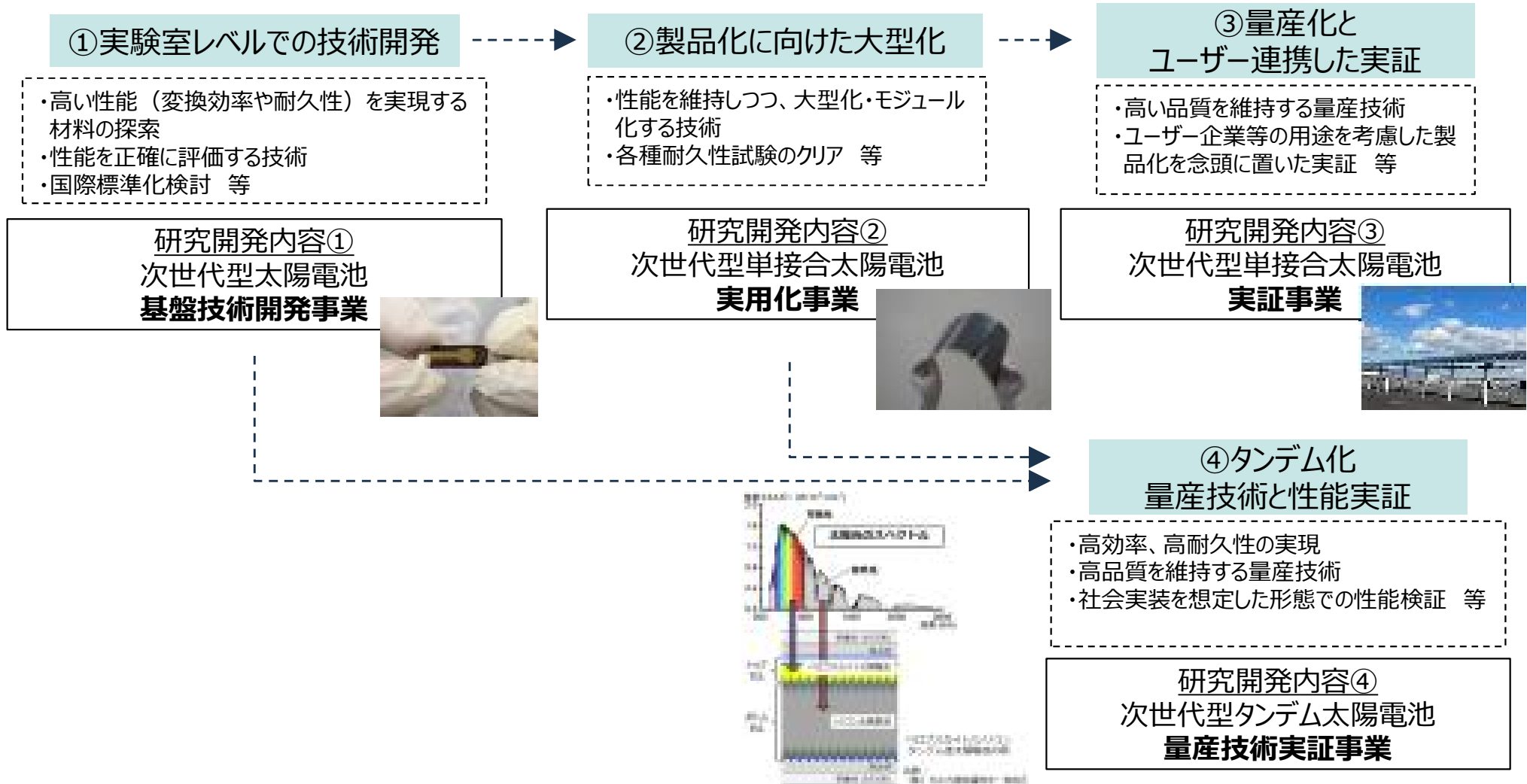
その他、「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画も参照下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/gif_02_randd_3r.pdf

2. 「次世代型太陽電池の開発」の概要



<実用化に向けた流れと課題>



3. 「次世代型太陽電池の開発」の目標



国際競争力のある次世代型太陽電池研究開発の目標設定にあたっては、2030年度以降の更なる大量導入によるコスト低減効果を期待しつつ、単接合型については、現時点における従来型シリコン太陽電池と同等の発電コストとして設定する。またタンデム型については、現時点におけるシリコン太陽電池と同等の耐久性を確保しつつ発電コストを下回り、かつ単接合ではなし得ない水準の変換効率を目標とする。

研究開発内容③「次世代型単接合太陽電池実証事業」

単接合ペロブスカイト太陽電池について社会実装に向けた実証を実施し、一定条件下で**発電コスト14円/kWh以下**を実現可能であることを明らかにすること。

【参考】

研究開発内容②「次世代型単接合太陽電池実用化事業」

ペロブスカイト太陽電池の実用サイズモジュール（900cm²以上）の作製技術を確立するとともに、一定条件下で**発電コスト20円/kWh以下**を実現する要素技術を確立すること。

4. 研究開発内容と社会実装に向けた取組



公募要領P.3

【研究開発項目】次世代型太陽電池の開発

研究開発内容③「次世代型単接合太陽電池実証事業」

【（2/3→1/2 補助） + （インセンティブ1/10）】

本研究開発においては、品質を安定させつつ大量生産可能な量産技術の確立に向け、一連の生産プロセス（ライン）として高いスループットや高い歩留まりを実現する技術開発を行う。例えば、ロール・ツー・ロール（R2R）方式の製造に適した材料、製造装置と製造プロセスの開発とその検証及び改善点を抽出しフィードバック等を通じて、量産技術の確立に取り組む。

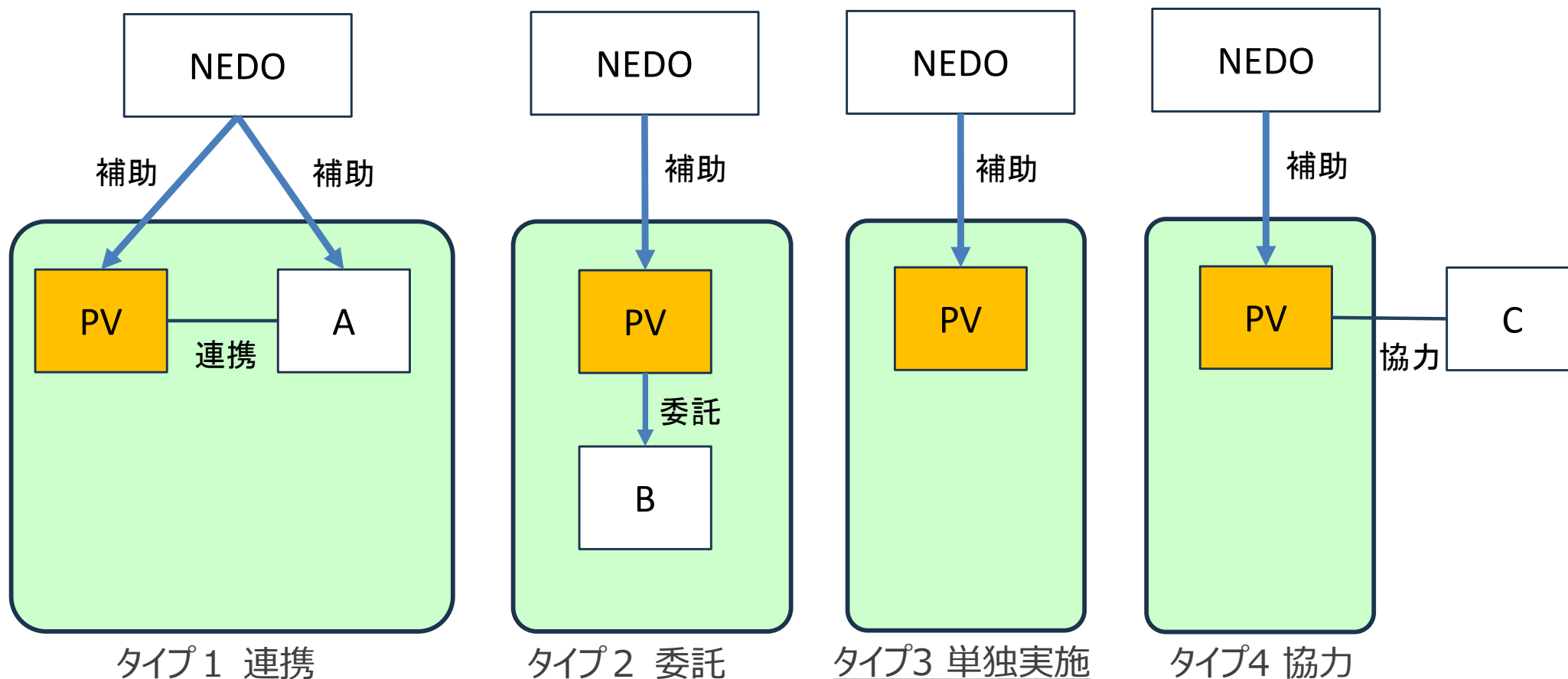
また量産化技術の確立と並行して、ペロブスカイト太陽電池の特徴である軽量性・柔軟性を活かした設置方法や施工方法等を含めた性能検証のため、国内外の市場を想定したフィールド実証（建築物等の実用箇所への施工、運用試験）を行い、必要に応じて検証結果を踏まえた改良を行うことで、ペロブスカイト太陽電池の実用化を実現させる。本実証研究については、ユーザー企業等と連携して実施することとし、ペロブスカイト自体の技術開発を進める企業及びその技術開発に必要なデベロッパー、ゼネコン、需要家などの幅広い主体が、N E D Oから支援を受けるコンソーシアムとして参画するスキームを認める。

4. 研究開発内容と社会実装に向けた取組（2）

社会実装（実証）における実施体制の事例

太陽電池メーカー（PV）が、ユーザー企業等の連携先（A）、委託先（B）、ならびに補助を受けない協力先（C）などを含む体制で研究開発を行う。

下図の複数のタイプを組み合わせた形の体制は認めるが、ユーザー企業等との連携を持たない「単独実施」（タイプ3）や「協力先のみ」（タイプ4）のみとする提案は認めない。



5. 提案内容に関する留意事項 (1)

1. 量産化技術開発と実証事業の**両方を実施する提案とすること**。
2. 実証事業に関しては、太陽電池メーカー企業※ 1 単独ではなく、ユーザー企業等※ 2 と連携した提案とし、**太陽電池メーカー企業を幹事企業とすること**。なお、**仮に幹事企業が不採択となった場合は、連携先のみ採択となることはありません**。
3. 研究開発・社会実装計画「2. 目標」に示した中間目標を満たす性能の電池を活用すること。
4. 発電コスト試算シート（別添6）に基づき、各項目（システム価格、効率、耐久性等）の諸元、判定方法等を明示することにより、「**次世代型単接合太陽電池実用化事業**」の**目標である発電コスト20円/kWhの達成を示すこと**。目標の検証にあたって、実用サイズモジュールを必要な期間、屋外環境で評価し、性能維持を確認すること。また、モジュールの変換効率等に関しては第三者認証機関による検証によるものとする（別添7）。
5. 発電コスト試算シート（別添6）に基づき、**2030年度14円/kWhを達成する目標を設定するとともに**、各項目（システム価格、効率、耐久性等）の設定の考え方、実現方法等を示すこと（別添8）。

※ 1 「太陽電池メーカー企業」は、以下の条件を満たすこと。

- (a) ペロブスカイト太陽電池の実用サイズモジュール（30cm角以上）の軽量モジュール製造技術及び製造実績を有する。
- (b) 実証事業に供するモジュールを供給できる製造設備又はその投資計画を有する。
- (c) **事業戦略ビジョン（別添1）において、2030年度に年間製造能力100MW以上の事業化構想、投資構想、知的財産管理についてスケジュールも含めて方針を示すこと**。

※ 2 ここで「ユーザー企業等」は、実証に必要な技術開発に幹事会社と共同で取り組む企業を指す。BIPVにおける建材企業、ゼネコンなどが考えられるがこれに限るものではない。

5. 提案内容に関する留意事項 (2)



公募要領P.4-5

6. 研究開発目標の達成には、様々なアプローチが考えられることから、提案者が自ら設定した目標の具体的な達成方法は提案者の創意工夫によることとするが、それらの目標・評価指標や具体的な達成方法は提案時点で具体的に説明を求め、採択審査を行うので留意すること。
7. 実証テーマに関しては、ペロブスカイト太陽電池の需要喚起につなげるために、膨大な導入ポテンシャルを有する**公共施設・インフラ空間への設置を想定した実証を必須**とする。また、海外への事業展開を想定した**日本国外（欧米・豪・東南アジアを想定）での実証についても必須**とする。なお、**実証において明らかにするポイント、実証の効果を明確にすること**（別添9）。
8. 研究開発内容ごとの予算の年度推移を示し、それぞれの重要度・重要性を説明すること（別添10）。

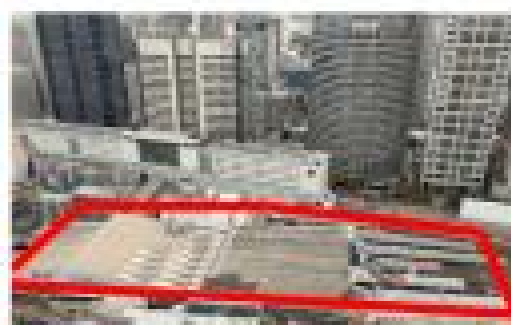
実証フェーズにおける拡充内容

- 道路・鉄道・空港・港湾等のインフラ空間においては、公共性が高い既存の建築物・構造物への設置が中心となり、膨大なポテンシャルが期待される。
 - 道路：高速道路の遮音壁等、PA・SA等における施設、バス停等
 - 鉄道：駅舎及びプラットホームの屋根、沿線の防音壁等
 - 空港：ターミナルビルや貨物施設の屋根及び壁等
 - 港湾：貨物施設の屋根及び壁等

▶ 各インフラ空間においては、交通規制や終電から始発までの時間を最小限化するようなパネル設計、耐風圧性、防眩性、耐塩害など、高い安全性・耐久性を持つモジュールの開発・安定的な電力供給を行うシステム設計が重要



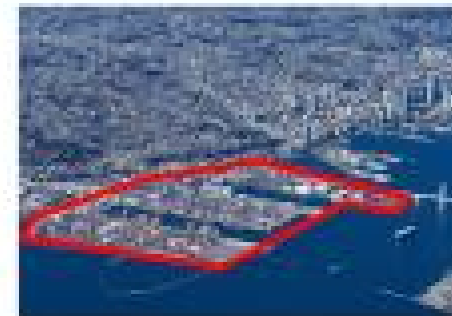
高速道路内の遮音壁の例（外壁）
METI/CO高田氏より提供



鉄道内の駅舎・プラットホームの例
京浜東北線より提供



空港内の施設の例
成田国際空港より提供



港湾内の貨物施設の例
横浜港より提供

(参考) ペロブスカイト太陽電池の海外展開イメージ

新興国工業団地モデル	先進国都市モデル
<p>Point</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日系企業の参入障壁が比較的低い。 ○金銭面等において日本で確立した設置・施工方法の模倣が容易。 ○工場屋根に特化することでシリコンとの競合回避、大規模展開が見込める。 ○再エネ電力のニーズの把握がしやすく、実証も含めた導入の提案が可能。 	<p>point</p> <ul style="list-style-type: none"> ○太陽光導入に関する政策支援や需要の予見性が高い。 ○シリコンの設置が困難な公共施設・インフラ空間での社会的ニーズが見込める ○日本の都市部やインフラでの実証結果を踏まえた導入モデルの模倣が可能。 ○電力料金が高く、ペロブスカイトによる再エネの追加性や経済性のメリットが出やすい
<p>Target</p> <p>インドネシア</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ジャカルタ近郊に自動車産業の集積地帯、多くの日系企業が工業団地を開発 ○再エネを使用したグリーン工業団地計画が存在し、既存団地のグリーン化プロジェクトも進行 ○14円/kWh: 15GW需要（東南アジア2位）、ASEAN最大の人口と経済成長性 <p>タイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車産業を中心とした日系企業が入居する工業団地が多く存在し、同企業群からの再エネニーズを捉え、工業団地内にPVを設置しPPAで供給する例も存在 ○14円/kWh: 6GW需要（東南アジア3位） 	<p>Target</p> <p>ドイツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○脱炭化も含めた再エネ政策が充実 2040年400GWの太陽光導入に対し、約66GW(2022年時点) ○14円/kWh: 20GW需要（欧州2位）、可住地面積比の導入率（欧州3位） <p>オランダ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2050年までに、100GW規模まで太陽光導入を目標とするも適地が限定的 ○14円/kWh: 1.3GW需要（欧州10位）、可住地面積あたり導入率（欧州1位） <p>アメリカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2045年までにカリフォルニア州ではカーボンニュートラルの達成、ハワイ州では再エネ比率100%の法定目標を以て ○2023年では、住宅用3.2GW、非住宅用15GWの太陽電池が大規模導入された。効率率のタングム型についても、住宅市場を中心に導入が期待 <p>シンガポール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2030年までの太陽光導入目標を2GWから3GWに引き上げ ○国内で太陽電池設置可能地が不足

GI基金等による海外実証を通じた需要創出

【出典】 中国の光電エネルギー産業発展戦略と政策評価報告書（国家エネルギー情報センター、2022年）、ドイツのエネルギー産業発展戦略と政策評価報告書（国家エネルギー情報センター）、オランダのエネルギー産業発展戦略と政策評価報告書（国家エネルギー情報センター）、アメリカのエネルギー産業発展戦略と政策評価報告書（国家エネルギー情報センター）、シンガポールのエネルギー産業発展戦略と政策評価報告書（国家エネルギー情報センター）

第16回 産業構造審議会 グリーンイノベーションプロジェクト部会
 グリーン電力の普及促進等分野ワーキンググループ

資料「『次世代型太陽電池の開発』プロジェクトにおける取組の拡充について」より

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/green_power/pdf/016_07_00.pdf

6. 実施スケジュール

研究開発内容③「次世代型単接合太陽電池実証事業」

2026年度から2030年度までの最長5年間。(今回公募分)

個別テーマの実施期間は原則5年間とし、3年目にステージゲート審査を行う。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
【研究開発内容①】 次世代型太陽電池 基礎技術開発事業	1) 研究体制・評価指標整備 2) 新材料等の共通基盤構築 3) 評価・分析体制の構築 4) 国際標準の確立 5) タンデム化技術開発									
【研究開発内容②】 次世代型単接合太陽 電池実用化事業	1) 製造技術の確立 2) 部品の大型プロトタイプ開発 (TRL: 5) ※太陽電池の性能を満たす技術の確立									
【研究開発内容③】 次世代型単接合太陽 電池実証事業	1) 最終プロトタイプ開発 (TRL: 6) ※最終製品として性能を含む仕様を満たす技術の確立 2) 実証試験 (TRL: 7) ※最終製品として性能・仕様を実証的に立証									
【研究開発内容④】 次世代型タンデム太 陽電池量産技術実証 事業	1) 製造技術の確立 ※太陽電池の性能を満たす技術の確立 2) 量産化を想定した最終プロトタイプ開発 (TRL: 6) ※最終製品として性能を含む仕様を満たす技術の確立 3) 実証試験 (TRL: 7) ※最終製品として性能・仕様を実証的に立証									

プロジェクトの想定スケジュール

7. 予算額

研究開発内容③「次世代型単接合太陽電池実証事業」

・予算額 623 億円（上限額）

（既契約分を含む「次世代型単接合太陽電池実証事業」全体の上限額）

（ただし、最初の3年程度の期間の上限は562.0 億円）

本予算は令和4年度第2次補正予算及び令和5年度当初予算を財源とし、「GX実現に向けた基本方針」に沿って実施するものとする。

交付決定した年度から3年目（2年間が経過した月を含む年度）の年度末までは開発総額の2/3を、ステージゲート審査を行った翌年度からは開発総額の1/2を基本とし補助する。ただし、「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に記載のとおり、ステージゲートを通過した際には、その時点でのTRL等に照らして次の段階に適用する補助率を厳正に確認することとする。

年度ごとの補助率とステージゲート審査等の関連



8. 応募要件

応募資格のある提案者は、次の(i)～(iii)までの条件、「研究開発・社会実装計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で交付を希望する企業等とします。

- i. 2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげられるよう、**企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な事業戦略ビジョンを提出すること。**

- ii. **プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むこと。** 海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を実施する場合は、我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待できることを示すこと。

- iii. **プロジェクトの主たる実施者が、企業等、収益事業の担い手**であること。（企業等の支出が過半を占める必要がある。）

9. 応募方法（1）



【提出期限】 **2026年6月3日（水）正午アップロード完了**

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトの公募ページ上でお知らせいたします。

【提出先】 J Grants 公募ページ申請URL

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDYPVMA5?wfid=a0XJ2000006k5e6MAA>

【提出方法】

電子申請システム「**J Grants**」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で**申請してください**。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が代表法人以外の法人の提出書類一式も取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人のJ Grants上の申請は不要です。

J Grantsの使用にあたっては、**事前にGビズIDの「GビズIDプライムアカウント」または「GビズIDメンバーアカウント」が必要**です。GビズIDの取得は2週間以上かかる場合もあるため、GビズIDを未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。

J Grantsで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO担当者の指示に従ってください。

9. 応募方法（2）

(2) 提出書類

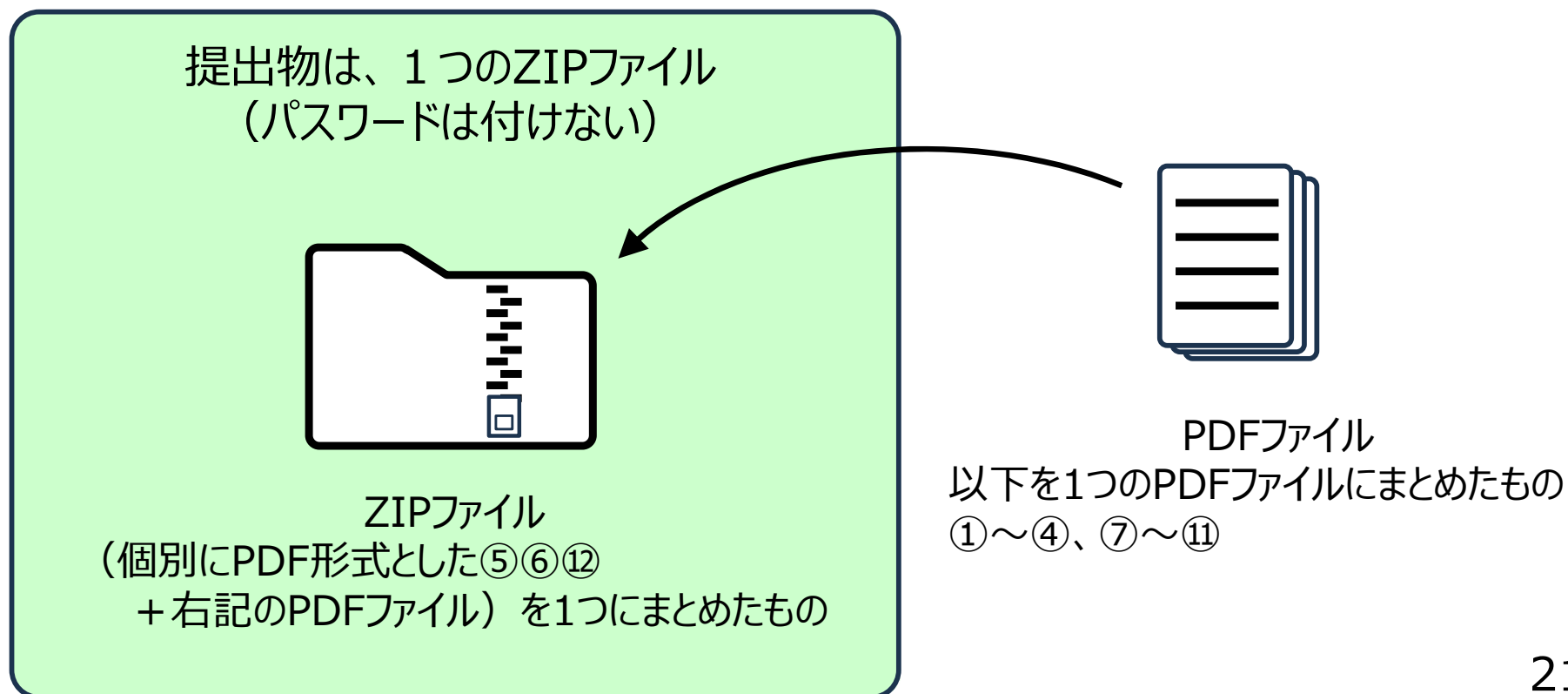
- ①事業戦略ビジョン（別添1）
- ②積算用総括表（別紙1）
- ③主任研究者 研究経歴書（別添2）
- ④提案者情報（別添3）
- ⑤事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（別添4）
- ⑥GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況（別添5）
- ⑦発電コスト試算シート（別添6）（幹事企業のみ提出）
- ⑧実用化事業目標達成の検証（別添7）（幹事企業のみ提出）
- ⑨実証事業目標の設定（別添8）（幹事企業のみ提出）
- ⑩実証案件概要リスト（別添9）（幹事企業のみ提出）
- ⑪開発内容ごとの予算の年度推移（別添10）
- ⑫直近の事業報告書、直近3年分の単体/連結財務諸表（原則円単位）

9. 応募方法（3）

【提出方法】

電子申請システム「Jグランツ」上で、必要項目を入力し提出書類をアップロードした上で申請してください。複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が代表法人以外の法人の提出書類一式も取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人のJグランツ上の申請は不要です。

Jグランツで申請操作完了後、システムから自動送信メールが届きます。申請内容や提出書類に不備がある場合は、修正等の対応をお願いする場合がありますので、NEDO担当者の指示に従ってください。



9. 応募方法（4）

● 提出にあたっての留意事項

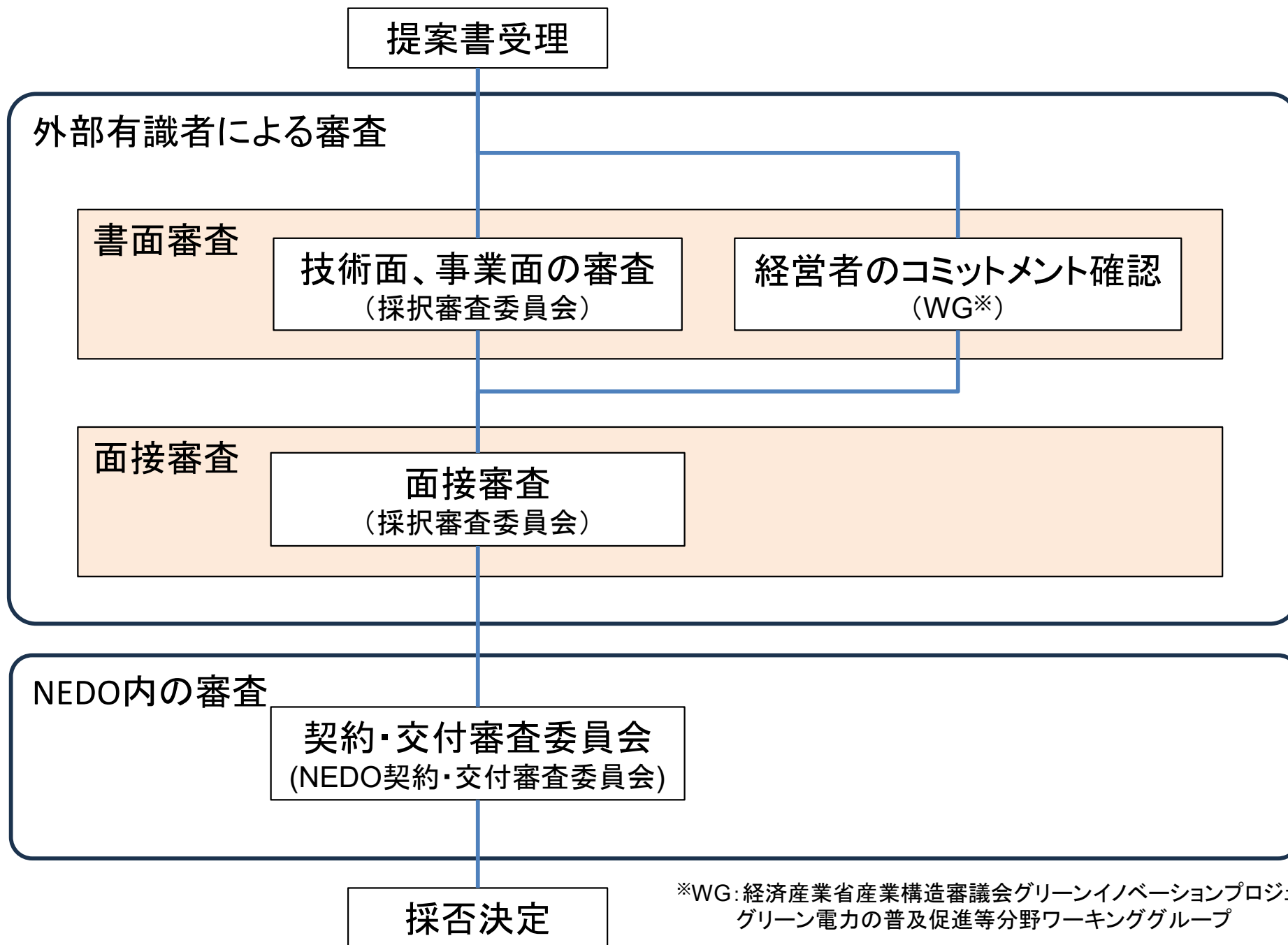
- 提出書類は日本語で作成してください。
- 「**応募要件**」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- Jグランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。**提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできません**ので、**余裕をもって提出してください**。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、GビズIDの取得がそもそも不可でJグランツが利用できない、Jグランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までにJグランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ずNEDO担当者まで連絡し、NEDO担当者の指示に従ってください。
- Jグランツ上にアップロードするファイルは提出書類ごとに作成してください。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 公正な審査を行うための利害関係の確認として、Jグランツ上で以下の項目について入力を求めていますので、あらかじめご了承ください。
 - ①代表法人名称及び共同提案法人名称、②提案の概要、③提案内容、手法のポイント、④責任者名、⑤利害関係者（※）

※利害関係者の詳細は公募要領をご覧ください。

10. 採択先の選定（1）

（1）審査の方法について

- 外部有識者による**採択審査**とN E D O内の**契約・交付審査委員会**で審査します。なお採択審査に加えて、経済産業省の承認も要する場合があります。
- **採択審査**は、**書面審査**、**面接審査**により実施します。
- **書面審査**は、N E D Oに設置する技術・社会実装推進委員会の技術面、事業面の審査、及び経済産業省産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）のグリーン電力の普及促進等分野ワーキンググループ（以下「WG」という。）委員による経営者のコミットメントの確認により実施します。
- **面接審査**は、技術面、事業面のプレゼンテーション審査を実施します。面接審査には、提案する企業等の担当役員（取締役、執行役に加え、いわゆる執行役員等も含む。）以上の参加を求めます。
- **契約・交付審査委員会の審議**では、技術・社会実装推進委員会による書面審査、面接審査及びWG委員による書面審査の結果等に基づく採択候補が、N E D Oが定める基準等に適合することを確認し、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。
- なお、交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください



*WG: 経済産業省産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会
グリーン電力の普及促進等分野ワーキンググループ

10. 採択先の選定（2）

(2) -a 採択審査の基準

i. 研究開発計画について（技術面）

1. 研究開発・社会実装計画で掲げる目標（技術水準）を実現可能な**具体的な解決方法**や、野心的かつ**測定可能なKPI**が提案されているか
2. 当該技術及び解決方法は、独自性・新規性・他技術に対する優位性・実現可能性等を有しているか
3. 本プロジェクトだけでは解決しきれない残された技術課題とその解決の見通しが示されているか
4. 目標を実現するために効果的・効率的な実施スケジュール・実施体制を構築しているか
5. 中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか
6. 提案者は本研究開発を遂行するための高い能力（具体的な実績、国際競争力、経営資源等）を有しているか

10. 採択先の選定（3）

(2) -a 採択審査の基準

ii. 事業戦略・事業計画について（事業面）

1. カーボンニュートラル実現に伴う産業構造の変化を予測・分析し、市場機会を適切に認識できているか
2. 具体的な市場・顧客とその課題・ニーズを想定した上で、社会・顧客に対する提供価値とそれを実現するビジネスモデルを提案できているか
3. 当該ビジネスモデルは、独自性・新規性・他社に対する優位性・実現可能性・継続性等を有しているか
4. 国内経済・サプライチェーンへの波及が期待出来るか
5. 研究開発から**社会実装**、その後の競争性の維持・**事業拡大に至るまでの大まかなスケジュール**が計画されているか
6. 提案者は当該事業計画を実施するために**必要な資金計画や経営資源を有しているか**

10. 採択先の選定（4）

(2) -a 採択審査の基準

iii. イノベーション推進体制について（経営面）

1. 前述の研究開発計画・事業計画を推進するために必要な社内体制を構築しているか
2. 提案される事業に対して、**経営者自身が深く関与**するか
3. 提案される事業が、**経営戦略の中核に位置づけられ**、幅広いステークホルダーに情報発信されるか
4. **機動的・継続的に経営資源を投入し、着実に社会実装まで繋げる**ための組織体制を構築（専門部署の設置等）するか

iv. その他

1. 様々な視点からリスクをアセスし、事業を中止する場合の基準を明確にしているか
2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定等を受けているか
3. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をしているか

10. 採択先の選定（5）

(2) - b 契約・交付審査委員会の選考基準

i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 補助事業の目標がN E D Oの意図と合致していること。
2. 補助事業の方法、内容等が優れていること。
3. 補助事業の経済性が優れていること。

ii. 補助事業における補助事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 補助事業を行う人員、体制が整っていること。
3. 補助事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 補助事業の実施に関してN E D Oの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 採択先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、プロジェクト概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 書面審査員、面接審査員の情報の公表について

書面審査員、面接審査員の所属・役職・氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（目標や研究開発内容の変更、提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすることなどの体制の変更、NEDO負担率の変更、事業実施規模の変更等）を付す場合があります。

1 1 . プロジェクト開始までのスケジュール



2026年	5月 1日	:	公募開始
	5月13日	:	公募説明会（オンライン）
	6月 3日 正午	:	公募締切 （※応募状況により、公募期間延長の場合があります。）
	7月15日（予定）	:	採択審査委員会（面接審査）
	7月下旬（予定）	:	契約・交付審査委員会
	8月上旬（予定）	:	交付先決定
	8月中旬（予定）	:	ウェブサイト公表
	10月頃（予定）	:	交付決定

1 2 . プロジェクト開始後のスケジュール

○毎年度

- WGへの出席、マネジメントシートの提出。なお、WGにおいて経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断され改善が見られない場合はプロジェクト中止の場合がある。
- NEDOに設置する技術・社会実装推進委員会への出席（各プロジェクト担当者から技術面・事業面での進捗報告）。

○ステージゲート審査

- 事業化段階の切れ目においてステージゲートを設定し、事業の進捗（目標の達成度を含む）、社会実装の見込み等を踏まえて、事業の継続可否を判断する。

○プロジェクト終了最終年度～終了後3年間

- 社会実装計画※の作成、N E D Oにおける社会実装計画の審査やWGでの議論等を踏まえ、インセンティブ額を精算

○プロジェクト終了後

- WGによる事後評価
- フォローアップ調査（最大6年間。特に補助事業においては、プロジェクト終了後3年間社会実装計画に示された指標に対する進捗状況を確認し、未達の場合はインセンティブ額の返還がある。）

※社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む計画。内容としては事業戦略ビジョンの1. 事業戦略・事業計画や3. イノベーション推進体制等の内容を予定しております。

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（概要）

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（本文）

「GX実現に向けた基本方針」

「次世代型太陽電池の開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画

公募要領

提案書一式

別添1：事業戦略ビジョン

別紙1：積算用総括表

別添2：主任研究者 研究経歴書

別添3：提案者情報

別添4：事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料

別添5：GXリーグへの加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組状況

別添6：発電コスト試算シート

別添7：実用化事業目標達成の検証

別添8：実証事業目標の設定

別添9：実証案件概要リスト

別添10：開発内容ごとの予算の年度推移

本公募に関するQ & A

グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程

14. 問い合わせ先



公募要領P.13

本プロジェクトの内容及び交付に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2026年5月13日から5月25日の間に限り、以下の問い合わせ先にE-mailで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(1) 公募の内容及び交付に関する問い合わせ ((2)に関する問い合わせは除く)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

再生可能エネルギー部 松原、山本、鈴木、大西、築紫

E-mail : nedo-pvpj@ml.nedo.go.jp

(2) 研究開発・社会実装計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省資源エネルギー庁

新エネルギー課 妙中、立花

Tel : 03-3501-4031

- 口頭発表資料ではありません。
 - 伝えたいことが分かる（書かれている）ようにしてください。
 - 図表の意味するところを明確にしてください。
- 必要に応じて補足資料等を活用してください。
- 別添は、注意事項などをよく確認して作成してください。
- 必要事項の記載漏れ無きよう、ご注意ください。

- 余裕を持った、早めの提出をお勧めします。
- 4.(3) 提案者情報の窓口連絡先には複数名の登録を推奨します。

グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業統括部 グリーンイノベーション基金室

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

公募要領 P.19

◆ 毎年度のWGへの出席

『主要な企業等の経営者（※1）』は、毎年度、WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明していただきます。

（※1） 主要な企業等の経営者

- ① WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲
国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体（大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合は幹事会社）、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等（コンソーシアム単位ではなく企業等の単位）
- ② 企業経営者について
原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有するもの。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

公募要領 P.20

◆ 毎年度のマネジメントシート提出

- プロジェクトに参加する（主要企業以外も含めた）**全ての企業等**は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした（又は修正した）上で公開する予定です。
 - （補助先からの）委託先等はマネジメントシートの提出は不要です。
- ① 経営者自身の関与（プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等）
 - ② 経営戦略への位置づけ（取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等）
 - ③ 事業推進体制の確保（経営資源の投入状況、専門部署の設置等）

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

公募要領 P.20

- ◆ 取組状況が不十分な場合の事業中止・国費負担額の一部返還
(※ (補助先からの) 委託先等は適用外)
- WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である
(例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備、技術流出防止に係る取組の未実施等) と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。
補助事業の場合、改善点の指摘後、改善が見られるまで補助金を支払いません。
- **改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、事業の中止に係る意見を決議し、部会において中止の最終決定を行います。その場合、事業を中止した年度の補助金は支払いの対象となりません。**

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

公募要領 P.20, 21

- ◆ 目標達成度等に応じた国費負担割合の変動
(※ (補助先からの) 委託先等は適用外)
- 野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、事業終了時点における2030年目標の達成度を国費負担額に連動させ、**成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます**。企業等には、事業終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある『1. 事業戦略・事業計画』に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む**社会実装計画を提出**いただきます。
- **NEDOによる社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、**
【(総事業費) × (インセンティブ率) × (目標の達成度)】(=インセンティブ額)**の金額を付与**します。(インセンティブ率を除いた補助金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画をご参照ください。)

グリーンイノベーション基金事業の基本方針の遵守

公募要領 P.20, 21

◆ 目標達成度等に応じた国費負担割合の変動

(※ (補助先からの) 委託先等は適用外)

- 補助事業の場合、プロジェクト終了後3年間、毎年度のNEDOのフォローアップにおいて、企業等は、**社会実装計画の指標が未達である場合に、**
【(インセンティブ額) × (4 - 確認時点のプロジェクト終了後年数 (1~3年)) / 3
】

の金額を返還いただきます。

【10年100億円の補助事業を完了したケース】



交付及び補助事業の事務処理等について

公募要領 P.5, 6

- グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程に基づく交付決定を行います。
- グリーンイノベーション基金事業の補助事業では、「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアルを適用します。
- グリーンイノベーション基金事業特有の取扱いについては、グリーンイノベーション基金事業に係る事務処理補足マニュアル（委託、補助共通）も併せてご参照ください。

処分制限財産の取扱い(補助事業)

公募要領 P.23

① 資産の帰属

- 取得財産の帰属は事業者になりますが、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。
(交付規程第16条第1項、第2項)

② 財産の処分制限

- 取得財産のうち、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、処分をしようとするときは、あらかじめNEDOの承認を受けていただく必要があります。
(交付規程第9条第1項第十七号および第16条第3項)
- NEDOの承認にあたっては、原則として、当該財産の残存簿価相当額または当該財産の処分によって得た収入に補助割合を乗じて得た額をNEDOへ納付することが条件となります。
(交付規程第15条第4項)

ご応募、お待ちしております。